



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 人事委員会規則

- \*3 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- \*4 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*5 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*6 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- \*7 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*8 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*9 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- \*10 最高号級を超える給料月額を受けていた職員の給料の切替えに関する規則
- \*11 最高号級を超える給料月額を受けていた教育職員の給料の切替えに関する規則
- \*12 最高号級を超える給料月額を受けていた警察官の給料の切替えに関する規則
- \*13 一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則
- \*14 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
- \*15 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
- \*16 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
- \*17 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- \*18 勤勉手当の支給基準に関する規則
- \*19 教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- \*20 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- \*21 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
- \*22 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- \*23 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 人事委員会告示

- \*4 平成8年和歌山県人事委員会告示第2号(学長の給料月額)の廃止

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第3号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「前条第1項」を「前条」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第8条中「又は有限会社」を削る。

第10条第1項中「及び給料月額」を「及び号給」に、「給料月額」を「及び号給又は給料月額」に、「給料月額に調整」を「号給に調整」に改め、同条第2項を削る。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人橋本市文化スポーツ振興公社」を「公立大学法人和歌山財団法人橋本市文化

県立医科大学  
スポーツ振興公社」に、「和歌山県農業会議」を「和歌山県

農業会議  
漁業共同組合連合会」に改める。

別表第2条例第10条第1号に該当する特定法人の項中「和歌山マリーナシティ株式会社」を削る。

### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第2項中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に、「切り捨てて得た額」を「切り捨てた額」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

第9条の4（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条を第9条の5とする。

第9条の3を第9条の4とする。

第9条の2の見出しを削り、同条第1項及び第2項中「調整手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に改め、同条を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第9条の2 条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び人事委員会規則で定める公署は、国家公務員の地域手当の支給地域及び支給官署の例による。

2 条例第14条の2第3項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

第11条第5項第4号中「有功ヶ丘学園、仙浜学園」を「仙浜学園」に改め、同項第5号中「医科大学附属病院、医科大学附属病院紀北分院又は」を削り、同項第7号中「人事課考査・研修室」を「人事課」に改める。

第13条第4項中「別に」の次に「人事委員会規則で」を加える。

別表第1中有功ヶ丘学園の項及び医科大学附属病院（紀北分院を含む。）の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 調整基本額表（第7条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円

4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円

イ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,300円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,600円

ウ 医療職給料表（1）

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

エ 医療職給料表（2）

職務の級	調整基本額
1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

オ 医療職給料表（3）

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

附 則  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(給料の調整額に関する経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。以下「給与条例」という。)第11条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の職員の給与に関する規則第7条第2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給与条例別表第1から別表第3までの給料表(以下「職員給与条例給料表」という。)の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号。以下「改正給与条例」という。)の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の職員の給与に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第7条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる

場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者(以下「調整額適用職員」という。)にあっては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第7条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第14号。以下「経過措置規則」という。)第2条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額

- ア 給料表の適用を異にする異動をした場合  
イ 経過措置規則第2条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

(4) 施行日以後に、職員給与条例給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に職員給与条例給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(地域手当に関する経過措置)

4 改正給与条例附則第13項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。ただし、和歌山県橋本市の同表第14条の2第2項第6号の項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の1.5とする。

(その他経過措置)

5 前3項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

#### 和歌山県人事委員会規則第5号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条を削り、第7条の2を第7条とする。

第8条中「調整基本額」を「調整基本額(その額が給料

月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号。以下「改正給与条例」という。)附則第8項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは「給料月額と教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第8項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額100分の25」とする。

第11条の2第1項中「教授及び」を削り、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とする。

第11条の2第2項中「学長、校長」を「校長」に、「号給の額又は給料月額」を「給料月額」に改め、同項第1号から第5号までを削り、同項第6号を同項第1号とし、同項第7号を同項第2号とし、同項第8号中「前項第3号及び第4号」を「前項各号」に改め、同号を同項第3号とする。

第11条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 改正給与条例附則第8項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と改正給与条例附則第8項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

第11条の5(見出しを含む。)中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条を第11条の6とする。

第11条の4を第11条の5とする。

第11条の3の見出しを削り、同条第1項及び第2項中「調整手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に改め、同条を第11条の4とし、第11条の2の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第11条の3 条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び人事委員会規則で定める公署は、国家公務員の地域手当の支給地域及び支給官署の例による。

2 条例第14条の2第3項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

第13条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第14条第4項中「別に」の次に「人事委員会規則で」を加える。

第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

第14条の4を次のように改める。

第14条の4 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 調整基本額表(第8条関係)

高等学校等教育職員給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,200円
4 級	13,200円

別表第4大学等教育職員給料表の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(給料の調整額に関する経過措置)

2 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「給与条例」という。)第10条の2の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)第8条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった

職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給与条例別表第1及び別表第2の給料表（以下「教育職員給与条例給料表」という。）の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号。以下「改正給与条例」という。）の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の教育職員の給与に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第8条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに教育職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第8条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号。以下「経過措置規則」という。）第2条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 経過措置規則第2条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

(4) 施行日以後に、教育職員給与条例給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に教育職員給与条例給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

（地域手当に関する経過措置）

4 改正給与条例附則第12項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。ただし、和歌山県橋本市の同表第14条の2第2項第6号の項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分

の1.5とする。

（その他経過措置）

5 前3項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

和歌山県人事委員会規則第6号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第5条の4第2項中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号。以下「改正給与条例」という。）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される警察官に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額額の100分の25」とあるのは「給料月額と警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

第8条の3（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条を第8条の4とする。

第8条の2を第8条の3とする。

第8条の見出しを削り、同条第1項及び第2項中「調整手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に改め、同条を第8条の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第8条 条例第12条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び人事委員会規則で定める公署は、国家公務員の地域手当の支給地域及び支給官署の例による。

2 条例第12条の2第3項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

第10条第2項中「給料の号給の額又は給料月額」を「給料月額」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 改正給与条例附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される警察官に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

第14条第4項中「別に」の次に「人事委員会規則で」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2 調整基本額表（第5条の4関係）

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円
2 級	8,700円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（給料の調整額に関する経過措置）

2 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号。以下「給与条例」という。）第9条の2の規定により給料の調整を行う職を占める警察官（次項において「給料の調整額適用警察官」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる警察官には、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）第5条の4の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該警察官に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察官にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用警察官（第3号に該当する警察官を除く。）である警察官 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用警察官となった警察官（次号に該当する警察官及び施行日以後に新たに給与条例別表の給料表（以下「警察官給料表」という。）の適用を受けることとなった職員を除く。）

施行日の前日に新たに給料の調整額適用警察官になったとした場合に警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号。以下「改正給与条例」という。）の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の警察職員の給与に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第5条の4の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった警察官（施行日以後に新たに警察官給料表の適用を受けることとなった警察官を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用警察官となった者については、施行日の前日に新たに給料の調整額適用警察官となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第5条の4の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号。以下「経過措置規則」という。）第2条第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった警察官にあっては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 経過措置規則第2条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった警察官

(4) 施行日以後に警察官給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに警察官給料表の適用を受けることとなった警察官 当該警察官が施行日の前日に警察官給料表の適用を受け

る警察官であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(地域手当に関する経過措置)

- 4 改正給与条例附則第13項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。ただし、和歌山県橋本市の同表第12条第2項第6号に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の1.5とする。

(その他経過措置)

- 5 前3項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

#### 和歌山県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「第7章 昇給期間の短縮(第29条-第32条)」を「第7章 削除」に改める。

第1条中「給料月額」を「号給」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

第4章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第11条第1項第1号ア中「9級、10級及び11級」を「7級、8級及び9級」に改め、同号エ中「7級及び8級」を「7級」に改め、同号オ中「6級及び7級」を「6級」に改める。

第12条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第23条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第24条第1項第1号若しくは第2号」を「第23条第1項又は第24条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第14条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第15条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、「これを切り捨てた数」の次に「に4(新たに職員となった者が第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加え、同

項ただし書を削る。

第16条の見出し、第17条(見出しを含む。)、第18条(見出しを含む。 )及び第19条(見出しを含む。 )中「給料月額」を「号給」に改める。

第23条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第24条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第24条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第26条の見出し及び同条第1項(第2号を除く。 )中「給料月額」を「号給」に改め、同項第1号中「昭和32年4月1日(以下「基準日」という。 )以後に新たに職員となった者(次号に掲げる者を除く。 )」を「次号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第2号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額」を「初任給」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改め、同条第2項及び第3項中「給料月額」を「号給」に改める。

第28条(見出しを含む。 )中「給料月額」を「号給」に改める。

第7章及び第8章を次のように改める。

第7章 削除

第29条から第32条まで 削除

第8章 昇給

(昇給日)

第33条 給与条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、第40条又は第41条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。 )とする。

第34条 削除

(勤務成績の証明)

第35条 給与条例第10条第1項の規定による昇給(第40条又は第41条に定めるところにより行うものを除く。第37条及び第38条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第36条 給与条例第10条第2項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (4) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第37条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第35条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の途中において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号

に掲げる特定職員を除く。) D

(2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める特定職員にあっては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第38条 特定職員以外の職員を給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、任命権者が別に定める。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第39条 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

(研修、表彰等による昇給)

第40条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの



日

- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったこと又は天災等に際し危険を顧みず身を挺して職責を尽くし、公務のため顕著な功労があったことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日 (特別の場合の昇給)

第41条 勤務成績が良好である職員が生命をとじて職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、給与条例第10条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第42条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第9章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第43条 (見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に、「第23条第5項」を「第23条第3項」に改める。

第44条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「専従許可」を「地公法第55条の第2項ただし書に規定する許可 (以下この条において「専従許可」という。)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の給与条例第10条第5項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第45条 (見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第46条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第49条中「第44条第3項」を「第44条第2項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

別表第1のアの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務
4 級	困難な業務を行う係長又は主査の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務
6 級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関 (振興局及び東京事務所を除く。次項において同じ。)の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務
7 級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務
8 級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 審議監の職務 3 振興局長の職務 4 困難な業務を行う参事の職務
9 級	1 本庁の部長の職務 2 本庁 (和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。)の事務局長及び東京事務所長の職務 3 困難な業務を行う審議監の職務 4 困難な業務を行う振興局長の職務 5 特に困難な業務を行う参事の職務

備考

- 1 この表において「本庁」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第3条第2項第1号に規定する本庁
- (2) 和歌山県議会事務局、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県監査委員事務局、和歌山県労働委員会事務局及び和歌山海区漁業調整委員会事務局
- (3) 和歌山県教育庁組織規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第3号）第1条に規定する和歌山県教育庁
- (4) 和歌山県警察本部（同本部に附属された警察学校を含む。）

2 この表において「地方機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 和歌山県行政組織規則第3条第2項第2号に規定する地方機関
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき設置された和歌山県立の教育機関
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）に規定する各警察署

3 和歌山県教育庁にあっては、8級の項中「部に置かれる局長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

4 和歌山県警察本部にあっては、3級の項中「副主査」とあるのは「主任又は副主査」と、6級の項中「副課長又は主幹」とあるのは「次席又は管理官」と読み替えるものとする。

別表第1のイの表4級の項第4号中「4 困難な業務を行う主任研究員の職務」を削る。

別表第1のウの表2級の項中「（以下「医長等」という。）」を削り、同表3級の項及び4級の項を次のように改める。

3 級	1 病院の副病院長又は保健所の長の職務
	2 総括専門員の職務
4 級	病院の長の職務

別表第1のエの表3級の項を次のように改める。

3 級	副主査の職務
-----	--------

別表第1のエの表5級の項中「保健所」の次に「又は動物愛護センター」を、「家畜保健衛生所の」の次に「次長又は」を

加え、同表6級の項及び7級の項を次のように改める。

6 級	総括専門員の職務
7 級	1 家畜保健衛生所長の職務
	2 動物愛護センター所長の職務

別表第1のエの表8級の項を削り、同表の備考を次のように改める。

項及び5級の項中「主査」とあるのは「主査栄養士」と読み替えるものとする。

備考 和歌山県立学校にあっては、3級の項及び4級の項中「副主査」とあるのは「副主査栄養士」と、4級の

別表第1のオの表3級の項から6級の項までを次のように改める。

3 級	1 副主査、副主査看護師、副主査助産師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務
	2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務
4 級	1 看護師長の職務
	2 副看護師長の職務
	3 主査、主査看護師、主査助産師又は主査専任教員の職務
	4 困難な業務を行う副主査等の職務
5 級	1 看護副部長の職務
	2 困難な業務を行う看護師長の職務
	3 保健所の課長の職務
	4 主任、主任看護師、主任助産師又は主任専任教員の職務

6 級	1 看護部長の職務
	2 難病・子ども保健相談支援センター所長の職務

別表第2のアの表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

ア 行政職給料表級別資格基準表

試験	学歴 免許等	職務の級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正規の試験	I 種 大学卒		3	4	4	2	2
		0	3	7	11	13	15
	II 種 短大卒		5.5	4	4	2	2
		0	6	10	14	16	18
	III 種 高校卒		8	4	4	2	2
		0	8	12	16	18	20
その他	中学卒		9	4	4	2	2
		3	12	16	20	22	24

別表第6のアの表中

2級3号給
1級5号給
1級3号給
1級2号給
2級3号給
1級4号給
1級3号給
1級2号給

を

1級29号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給
1級29号給
1級9号給
1級5号給
1級1号給

に改める。

別表第6のイの表中

2級2号給
1級5号給
1級3号給
2級11号給
2級10号給
2級5号給
1級2号給

を

2級2号給
1級15号給
1級5号給
2級37号給
2級33号給
2級13号給
1級1号給

に改め、同表備考第2項中「1級12号給」を「1級41号給」に改め、同表備考第3項中「2級10号給」を「2級33号給」に、「2級6号給」を「2級17号給」に改める。

別表第6のウの表中

1級8号給
1級3号給

を

1級25号給
1級5号給

に改める。

2級6号給
2級3号給
2級3号給
2級3号給
1級4号給
2級3号給

を

2級17号給
2級5号給
2級5号給
2級5号給
1級11号給
2級5号給

別表第6のエの表中

1級7号給
1級4号給
2級3号給
1級7号給
2級3号給
1級4号給
2級3号給
1級7号給
2級3号給
1級7号給
1級4号給
1級3号給
1級4号給
1級2号給
1級7号給
1級4号給
1級2号給
1級2号給

を

1級21号給
1級11号給
2級5号給
1級21号給
2級5号給
1級11号給
2級5号給
1級21号給
2級5号給
1級21号給
1級11号給
1級7号給
1級11号給
1級1号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給
1級1号給

に改める。

別表第6のオの表中

2級5号給
2級4号給
2級5号給
2級4号給
2級2号給
1級2号給
2級5号給
2級4号給
2級2号給

を

2級15号給
2級9号給
2級15号給
2級9号給
2級1号給
1級1号給
2級15号給
2級9号給
2級1号給

に改め、同表備考第3項中「2級6号給」を「2級19号給」に、「2級4号給」を「2級9号給」に改める。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7

24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	

51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		

78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					

105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						



## イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4

25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24

52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	

79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		

106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1

25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27

52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45



79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8

25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27

52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	

79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		

106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4

25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30



52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42

79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	

106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			

133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				

160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

## 別表第8 削除

別表第9の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が改正条例による改正前の職員の給与に関する条例(昭和28年条例第51号)別表第1の行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の2級又は5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第20条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の2級又は5級(以下「この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同改正条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。  
(改正条例附則第13項の表の人事委員会規則で定める号給)
- 4 改正条例附則第13項の表に規定する人事委員会規則で定める号給は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める号

給とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 5 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第23条又は第24条の規定を適用する。  
(平成19年1月1日までの間における特定職員の号給数の特例)
- 6 平成19年1月1日までの間における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第5項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。  
(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 7 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成8年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。  
附則第2項の前の見出し及び同項から附則第14項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中(以下「改正後の規則」という。))を削り、同項の項番号を削る。  
附則別表第1から附則別表第3までを削る。
- 8 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成11年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
附則第5項を削る。
- 9 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 和歌山県人事委員会規則第8号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「昇給期間の短縮(第25条-第27条)」を「給料表の適用を異にする異動(第24条の2-第27条)」に改める。

第1条中「給料月額」を「号給」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第10条を次のように改める。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第17条の規定の適用を受けた職員及び第18条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第24条の3第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第4章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第11条第1項第1号中アを削り、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとする。

第12条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第23条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第24条第1項第1号若しくは第2号」を「第23条第1項又は第24条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第14条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第15条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、「これを切り捨てた数」の次に「に4(新たに職員となった者が第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「(人事委員会の定める者については、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加え、同項ただし書を削る。

第16条の見出し、第17条(見出しを含む。)、第18条(見出しを含む。 )及び第19条(見出しを含む。 )中「給料月額」を「号給」に改める。

第23条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条

第1項から第4項までを次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第21条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第23条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

第24条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第24条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第24条第4項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改める。

第6章及び第7章を次のように改める。

第6章 給料表の適用を異にする異動

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第24条の2 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第24条の3 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異

動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき (免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき) から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第23条及び第24条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第25条から第27条まで 削除

#### 第7章昇給

(昇給日)

第28条 給与条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、第35条又は第36条に定めるものを除き、毎年1月1日 (以下「昇給日」という。)とする。

第29条 削除

(勤務成績の証明)

第30条 給与条例第10条第1項の規定による昇給 (第35条又は第36条に定めるところにより行うものを除く。第33条及び第34条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

第31条 削除

(給与条例第10条第2項の人事委員会規則で定める職員)

第32条 給与条例第10条第2項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(2) 中学校教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第33条 高等学校等教育職員給料表又は中学校教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が前条各号に掲げる職員 (以下この条及び次条において「特定職員」と

いう。)を給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分 (以下この条において「昇給区分」という。)に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をBに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第30条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A

(2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B

(3) 勤務成績が良好である特定職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D

(5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間 (当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 (前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

(2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分 (A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項又は第38条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数 (1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数 (1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数 (人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、



この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第34条 特定職員以外の職員を給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、任命権者が別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

第35条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
  - (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったこと又は天災等に際し危険を顧みず身を挺して職責を尽くし、公務のため顕著な功労があったことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
  - (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (特別の場合の昇給)

第36条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、給与条例第10条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第37条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第8章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第38条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に、「第23条第5項」を「第23条第3項又は第24条の3第2項」に改める。

第39条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「専従許可」を「地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の給与条例第10条第5項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその

者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第40条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第41条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第42条中「若しくは第39条第3項」を「、第24条の3第1項第2号若しくは第39条第2項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

別表第1のアの表を削る。

別表第1中「イ 高等学校等教育職員給料表級別標準職務表」を「ア 高等学校等教育職員給料表級別標準職務表」に、「ウ 中学校教育職員給料表級別標準職務表」を「イ 中学校教育職員給料表級別標準職務表」に改める。

別表第2のアの表を削る。

別表第2中「イ 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表」を「ア 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表」に、「ウ 中学校教育職員給料表級別資格基準表」を「イ 中学校教育職員給料表級別資格基準表」に改める。

別表第6のアの表を削る。

別表第6中「イ 高等学校等教育職員給料表初任給基準表」

2級
2級
2級
1級
1級
1級
1級

を「ア 高等学校等教育職員給料表初任給基準表」に、

9号給
6号給
3号給
4号給
8号給
4号給
2号給

を

2級29号給
2級17号給
2級5号給
1級11号給
1級25号給
1級11号給
1級1号給

に、「ウ 中学校教育職員給料

表初任給基準表」を「イ 中学校教育職員給料表初任給基

2級12号給
2級9号給

2級41号給
2級29号給

準表」に、	2級6号給	を	2級17号給	に改め、同表
	2級2号給		2級3号給	
	1級8号給		1級25号給	
	1級4号給		1級11号給	
	1級2号給		1級1号給	

備考中「イ」を「ア」に改める。  
別表第7及び別表第8を次のように改める。

## 別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係)

## ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1

24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10

51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37

78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	

105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	

132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		



## イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1

25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1

52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22

79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	

106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	

133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

## 別表第8 削除

別表第9の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第12項の人事委員会規則で定める号給)

2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第12項に規定する人事委員会規則で定める号給は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める号給とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「新規則」という。)第23条又は第24条の規定を適用する。

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

4 平成19年1月1日までの間における教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第5項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第24条の3第2項若しくは第38条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第24条の3第2項若しくは第38条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。

(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成8年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第14項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第3までを削る。

6 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 和歌山県人事委員会規則第9号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「昇給期間の短縮(第23条-第25条)」を「削除」に改める。

第1条中「給料月額」を「号給」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第4章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第10条第1項第1号中「8級、9級及び10級」を「8級及び9級」に改める。

第11条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第21条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第22条第1項第1号若しくは第2号」を「第21条第1項又は第22条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第13条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第14条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、「これを切り捨てた数」の次に「に4(新たに職員となった者が第30条第1項に規定する特定警察官であるときは、3)を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加え、同項ただし書を削る。

第15条の見出し、第16条(見出しを含む。)、第17条(見出しを含む。 )及び第18条(見出しを含む。 )中「給料月額」を「号給」に改める。

第21条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

警察官を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第21条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削り、同条に次の1項を加える。

3 降格した警察官を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第22条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

警察官を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第22条第3項中「による警察官の給料月額が部内の他の警察官との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により警察官の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第6章及び第7章を次のように改める。

#### 第6章 削除

第23条から第25条まで 削除

#### 第7章 昇給

(昇給日)

第26条 給与条例第9条第1項の人事委員会規則で定める日は、第32条又は第33条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

第27条 削除

(勤務成績の証明)

第28条 給与条例第9条第1項の規定による昇給（第32条又は第33条に定めるところにより行うものを除く。第30条及び第31条において同じ。）は、当該警察官の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない警察官は、昇給しない。

第29条 削除

(特定警察官の昇給区分及び昇給の号給数)

第30条 警察官給料表の適用を受ける警察官でその職務の級が8級以上である警察官（以下この条及び次条において「特定警察官」という。）を給与条例第9条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定警察官の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をBに決定された特定警察官は、昇給しない。

2 特定警察官の昇給区分は、第28条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定警察官が次の各号に掲げる特定警察官のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定警察官に該当するか否かの判断は、

人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定警察官 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定警察官 B
- (3) 勤務成績が良好である特定警察官 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定警察官 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定警察官 E

3 次の各号に掲げる特定警察官の昇給区分は、前項の規定にかかわらず当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに警察官となった特定警察官にあっては、新たに警察官となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定警察官（前項第5号に該当する特定警察官及び次号に掲げる特定警察官を除く。） D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定警察官 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定警察官について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに警察官となった特定警察官又は同日後に第21条第3項若しくは第36条の規定により号給を決定された特定警察官の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定警察官にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定警察官は、昇給しない。

6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした特定警察官にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定警察官の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(特定警察官以外の警察官の昇給の号給数)



第31条 特定警察官以外の警察官を給与条例第9条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、任命権者が別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

第32条 勤務成績が良好である警察官が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったこと又は天災等に際し危険を顧みず身を挺して職責を尽くし、公務のため顕著な功労があったことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日 (特別の場合の昇給)

第33条 勤務成績が良好である警察官が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、給与条例第9条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第34条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける

職員には、適用しない。

第35条 削除

第8章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第36条 (見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第37条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の給与条例第9条第5項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第38条 (見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第39条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第42条中「第37条第3項」を「第37条第2項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

別表第1 (備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表第1 警察官給料表級別標準職務表 (第3条関係)

職務の級	標準的な職務
1 級	1 巡査の行う職務
2 級	1 巡査長の職務 2 困難な業務を行う巡査の職務
3 級	1 巡査部長の職務 2 困難な業務を行う巡査長の職務
4 級	1 警部の行う職務 2 警部補の行う職務 3 困難な業務を行う巡査部長の職務
5 級	1 調査官の職務 2 困難な業務を行う警部の職務 3 困難な業務を行う警部補の職務
6 級	1 警視の行う職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 管理官の職務 4 困難な業務を行う調査官の職務
7 級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署 (大規模な警察署を除く。)の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務 5 困難な業務を行う管理官の職務
8 級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署 (大規模な警察署を除く。)の署長の職務

9 級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務
-----	--

別表第2を次のように改める。

別表第2 警察官給料表級別資格基準表 (第5条関係)

試験	学歴 免許等	職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
正規の試験	警察官 A	大学卒		0	0	5	6	2
			0	0	0	5	11	13
	警察官 B	高校卒		2	3	5	6	2
			0	2	5	10	16	18

別表第6の表中

1級7号給
1級2号給

を

1級21号給
1級1号給

に改め

る。

別表第7を次のように改める。

別表第 7 昇格時号給対応表 (第 21 条関係)

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12

25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32

52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		

79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				

106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					
129		105	103					
130		105	103					
131		106	104					
132		106	104					

133		107	105					
134		107	106					
135		108	107					
136		108	108					
137		109	109					
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110						
143		111						
144		111						
145		111						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。



別表第8の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2項適用警察官の在級年数等に関する経過措置)

2 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた警察官(次項において「改正条例附則第2項適用警察官」という。)のうち、次の各号に掲げる警察官に対するこの規則による改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が改正前の警察職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号。以下「条例」という。)別表の警察官給料表(以下「警察官給料表」という。)の5級であった警察官 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる警察官以外の警察官 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2項適用警察官に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第19条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、警察官給料表の5級(以下「この項において「特定の職務の級」という。)であった警察官にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第49号)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった警察官にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(改正条例附則第13項の人事委員会規則で定める号給)

4 改正条例附則第13項に規定する「人事委員会規則で定める号給」は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める号給とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

5 切替日に昇格又は降格した警察官については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第21条又は第22条の規定を適用する。

(平成19年1月1日までの間における特定警察官の昇給の号給数の特例)

6 平成19年1月1日までの間における警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第30条第3項第1号及び第5項の規定の適用については、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに警察官となった特定警察官又は同日後に第21条第3項若しくは第36条の規定により号給を決定された特定警察官」とあるのは「平成19年1月1日における特定警察官」と、「その者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに警察官となった特定警察官又は同日後に第21条第3項若しくは第36条の規定により号給を決定された特定警察官にあっては、新たに警察官となった日又は号給を決定された日)」とする。

(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

7 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成11年和歌山県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

8 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成15年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

和歌山県人事委員会規則第10号

最高号給を超える給料月額を受けていた職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

最高号給を超える給料月額を受けていた職員の給料の切替えに関する規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)附則第4項に規定する平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)別表第1から別表第3までに掲げる給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額  
(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日におい  
てその者が属していた職務の級(以下「旧級」とい  
う。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職  
員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けて  
いた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委  
員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じ  
て別表に定める号給
- (2) 旧級が行政職給料表の1級である職員 人事委員会の  
定める号給
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日にお  
ける職務の級における最高の号給

別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
4 級	362,877 円	85	85	86	86	87
	365,061	87	87	88	88	89
	367,245	89	90	91	92	93
	369,429	93	94	95	96	97
	371,613	97	98	99	100	101
	373,797	101	102	103	104	105
	375,981	105	106	107	108	109
	378,165	109	109	110	110	111
	380,349	111	111	112	112	113
5 級	380,357	109	110	111	112	113
6 級	415,811	89	90	91	92	93
7 級	426,238	77	78	79	80	81
	429,714	81	82	83	84	85
8 級	450,072	69	70	71	72	73
	453,647	73	74	75	76	77
9 級	486,023	53	54	55	56	57
	490,095	57	58	59	60	61
10 級	509,459	37	38	39	40	41
	513,828	41	42	43	44	45
11 級	576,295	37	38	39	40	41

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	369,134 円	113	114	115	116	117
	371,815	117	118	119	120	121
5 級	575,899	69	70	71	72	73

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	512,241 円	89	90	91	92	93
	515,618	93	94	95	96	97
3 級	568,053	81	82	83	84	85
	572,125	85	86	87	88	89
4 級	600,725	57	58	59	60	61
	605,293	61	62	63	64	65

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	384,230 円	101	102	103	104	105
5 級	421,967	81	82	83	84	85
7 級	488,208	49	50	51	52	53

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
1 級	318,785 円	161	162	163	164	165
	320,573	165	166	167	168	169
2 級	367,048	149	150	151	152	153
3 級	393,863	121	122	123	124	125
4 級	405,781	105	106	107	108	109
	408,165	109	110	111	112	113
5 級	425,939	85	86	87	88	89
	428,421	89	90	91	92	93

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第44号）は、廃止する。

## 和歌山県人事委員会規則第11号

最高号給を超える給料月額を受けていた教育職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

最高号給を超える給料月額を受けていた教育職員の給料の切替えに関する規則

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）附則第3号に規定する平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）別表第2及び別表第3に掲げる給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じ、別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

別表

ア 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円 453,847	129	130	131	132	133
	456,628	133	134	135	136	137

イ 中学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円 440,141	141	142	143	144	145
	442,524	145	146	147	148	149

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第45号）は、廃止する。

## 和歌山県人事委員会規則第12号

最高号給を超える給料月額を受けていた警察官の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

最高号給を超える給料月額を受けていた警察官の給料の切替えに関する規則

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第4項に規定する平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）別表に掲げる警察官給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた警察官の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている警察官 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める警察官にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる警察官以外の警察官 その者の切替日における職務の級における最高の号給



## 別表

旧級が警察官給料表の適用を受ける警察官の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	382,244 円	129	130	131	132	133
	384,727	133	134	135	136	137
	387,210	137	138	139	140	141
	389,693	141	142	143	144	145
3 級	414,320	137	138	139	140	141
4 級	425,244	109	110	111	112	113
	428,024	113	114	115	116	117
	430,804	117	118	119	120	121
	433,584	121	122	123	124	125
5 級	431,304	117	118	119	120	121
	434,284	121	122	123	124	125
6 級	454,145	89	90	91	92	93
7 級	462,586	77	78	79	80	81
	466,062	81	82	83	84	85
8 級	483,639	69	70	71	72	73
	487,214	73	74	75	76	77
9 級	497,443	53	54	55	56	57
	501,316	57	58	59	60	61
10 級	518,398	37	38	39	40	41
	522,569	41	42	43	44	45

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 最高号給を超える給料月額を受ける警察官の給料の切替え等に関する規則（和歌山県人事委員会規則第46号）は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第13号

一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第8号）附則第2項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第9号）附則第3項に規定する職員の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{切替日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \frac{\text{その者の切替日の前日に給料月額}}{\text{切替日の前日におけるその1号給下位の号給と}} \\ & \text{おける} \quad \text{切替日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額} \\ & \text{の者に適用される給料表の最高の号給との差額} + \text{切替日における} \end{aligned}$$

その者に適用される給料表の最高の号給の額

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第47号）は、廃止する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

（改正条例附則第9項の人事委員会規則で定める職員）

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号。以下「改正条例」という。）附則第9項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初

任給基準異動（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号。以下「初任給改正規則」という。）による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。）をした職員

(2) 切替日以降に基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級（改正条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級）をいう。以下同じ。）より下位の職務の級に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）をした職員

(3) 切替日前に次に掲げる期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（改正後の初任給規則第44条、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第6条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第18号。以下「改正公益法人派遣条例」という。）による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。）第6条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。）をされたもの

ア 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間をいう。）

イ 専従休職期間（地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間をいう。）

ウ 介護休暇期間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定により介護休暇の承認を受けていた期間をいう。）

エ 育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間）

オ 派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第14号）による改正前の

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定又は改正前の公益法人派遣条例第2条第3項の規定により派遣されていた期間をいう。）

(4) 切替日以降に再任用職員異動（地公法第28条の4第1項又は同法第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。）をした職員

(5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（改正条例附則第10項の規定による給料の支給）

第2条 切替日の前日から引き続き職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）別表第1から別表第3までの給料表（以下「職員給与条例給料表」という。）の適用を受ける職員で、改正条例附則第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合においては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給改正規則による改正前の初任給規則（以下「改正前初任給規則」という。）第25条から第28条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にこれらの降格を順次したものとした場合）に改正前初任給規則第24条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前初任給規則第44条、平成18年改正育児休業条例による改正前の育児休業条例第6条又は平成18年改正育児休業条例による改正前の公益法人派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 改正条例による改正前の職員給与条例給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第11項の規定による給料の支給）

第3条 切替日以降に新たに職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員で、改正条例附則第9項及び第10項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員のうち、切替日以降に職員以外の地方公務員、国家公務員、公益法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに職員給与条例給料表の適用を受ける職員（以下「人事交流等職員」という。当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第11項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き職員給与条例給料表の

適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第10項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第11項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第4条 改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第15号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号。以下「改正条例」という。)附則第8項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)以降に基準級(切替日の前日においてその者が属していた職務の級)より下位の職務の級に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)をした職員
- (2) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第8号。以下「初任給改正規則」という。)第39条、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第15号。以下「平成18年改正育児休業条例」という。)による改正後の職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第6条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「平成18年改正公益法人派遣条例」という。)による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。)第6条の規定による号給の調整をいう。)をされたもの

ア 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間をいう。)

イ 専従休職期間(地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間をいう。)

ウ 大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により修学休業をしていた期間をいう。)

エ 介護休暇期間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第15条の規定により介護休暇の承認を受けていた期間をいう。)

オ 育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

カ 派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第14号)による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定又は改正前の公益法人派遣条例第2条第3項の規定により派遣されていた期間をいう。)

(3) 切替日以降に再任用職員異動(地公法第28条の4第1項又は同法第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。)をした職員

(4) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

第2条 切替日の前日から引き続き教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)別表第2及び別表第3の給料表(以下「教育職員給与条例給料表」という。)の適用を受ける職員で、改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以

上あった場合においては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合に教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。）第24条の2及び第24条の3の規定の例により同日において受けることとみなされる給料月額に相当する額

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に初任給改正規則による改正前の初任給規則（以下「改正前初任給規則」という。）第24条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前初任給規則第39条、平成18年改正育児休業条例による改正前の育児休業条例第6条又は平成18年改正育児休業条例による改正前の公益法人派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 改正条例による改正前の教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「条例」という。）別表第2及び第3の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第10項の規定による給料の支給）

第3条 切替日以降に新たに教育職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員で、改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員のうち、切替日以降に職員以外の地方公務員、国家公務員、公益法人派遣条例第12条第1項

に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに教育職員給与条例給料表の適用を受ける職員（以下「人事交流等職員」という。当該職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き教育職員給与条例給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第4条 改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会規則第16号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

（改正条例附則第9項の人事委員会規則で定める職員）

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号。以下「改正条例」という。）附則第9項の人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

(1) 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）以降に基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級（改正条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた警察官にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。以下同じ。）より下位の職務の級に降格（警察官

の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)をした警察官

(2) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある警察官であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第9号。以下「初任給改正規則」という。)第37条、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第15号)による改正後の職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第6条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「平成18年改正公益法人派遣条例」という。)による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。)第6条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの

ア 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間をいう。)

イ 介護休暇期間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第15条の規定により介護休暇の承認を受けていた期間をいう。)

ウ 育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

エ 派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第14号)による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定又は平成18年改正公益法人派遣条例による改正前の公益法人派遣条例第2条第3項の規定により派遣されていた期間をいう。)

(3) 切替日以降に再任用警察官異動(地公法第28条の4第1項又は同法第28条の5第1項の規定により採用された警察官について行う勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。)をした警察官

(4) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官(人事委員会の定めるこれに準ずる警察官を含む。)

(改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第2条 切替日の前日から引き続き警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)別表の警察官給料

表(以下「警察官給与表」という。)の適用を受ける警察官で、改正条例附則第9項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められる警察官のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった警察官(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった警察官(人事委員会の定めるこれに準ずる警察官を含む。次項において「特定警察官」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に初任給改正規則による改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「改正前初任給規則」という。)第22条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 切替日前における前条第2号に掲げる休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前初任給規則第37条、改正前の育児休業条例第6条又は改正前の公益法人派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 再任用警察官異動をした場合 改正前の警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。)別表の警察官給料表の再任用警察官欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用警察官異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察官については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用警察官異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(4) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察官のうち、特定警察官であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものに

は、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第3条 切替日以降に新たに警察官給料表の適用を受けることとなった警察官で、改正条例附則第9項及び第10項の規定による給料を支給される警察官との権衡上必要があると認められる警察官のうち、切替日以降に警察官以外の地方公務員、国家公務員、公益法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに警察官給料表の適用を受ける警察官(当該警察官となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった警察官を除く。以下「人事交流等警察官」という。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等警察官となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める警察官にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第11項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等警察官であって、当該人事交流等警察官となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等警察官となり同日から引き続き警察官給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第4条 改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の警察官との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第17号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4号」を「第3号」に、「第5号」を「第4号」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は職員条例第14条の2の規定による地域手当の級地が6級地とされる地域に所在する公署(当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。)に置かれる職

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第2条第2項中「及び教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員条例」という。)第15条の4第1項第1号」を削り、「、研究職給料表、大学等教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表」を「及び研究職給料表」に、「前項第5号」を「前項第4号」に改める。

別表備考3中「及び第5号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号。以下「改正職員条例」という。)の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第14条の2第1項に規定する地域及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号。以下「改正教育職員条例」という。)の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)条例第14条の2第1項の規定による地域以外の地域であって職員の給与に関する条例第14条の2第1項及び教育職員の給与に関する条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域であるものに所在する公署のうち人事委員会の定めるものに置かれる職(医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職に限る。)を平成18年3月31日から引き続き占める職員(初任給調整手当に関する規則第8条(第3項を除く。))及び第9条の規定による初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。)の初任給調整手当の月額は、同規則第8条第1項の規定にかかわらず、当該職員が平成23年3月31日までの間において当該職を引き続き占める間、同項の規定による額に、人事委員会の定める額を加算して得た額とする。この場合において、当該加算して得た額は、当該職員が占める職が同規則第2条第4号に掲げる職(当該職員が占める職がこの規則による改正前の初任給調整手当に関する規則第2条第2号に掲げる職に該当するものであった場合には、初任給調整手当に関する規則第2条第2号に掲げる職)に該当するものとした場合に同規則第8条第1項の規定により支給されることとなる額を超えることができない。

## 和歌山県人事委員会規則第18号

勤勉手当の支給基準に関する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

勤勉手当の支給基準に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員条例」という。）第24条第2項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員条例」という。）第20条第2項及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号。以下「警察職員条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、勤勉手当の支給の基準について定めることを目的とする。

(支給割合)

第2条 職員等（職員給与条例第2条に規定する職員、教育職員給与条例第2条に規定する職員及び警察職員給与条例第2条第2項に規定する警察官をいう。）の勤勉手当の支給割合は、次条に規定する勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第5条又は第6条に規定する勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(期間率)

第3条 期間率は、職員条例第24条第1項、教育職員条例第20条第1項及び警察職員条例第22条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）以前6箇月以内の期間における職員等の勤務期間の区分に応じて、別表に定める割合とする。

(勤務期間の算定)

第4条 前条に規定する職員等の勤務期間の算定については、次の各号に該当する期間を除算する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間。ただし、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び

第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患による休職の期間を除く。

- (2) 地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間
- (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をしている公益法人等派遣職員を含む。）として在職した期間及び地方公務員の育児休業等に関する法律第9条第1項の規定により部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合において、その勤務しなかった期間
- (5) 地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (6) 地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (7) 正規の勤務時間中に勤務しなかった期間で職員条例第5条、教育職員条例第5条及び警察職員条例第4条の規定により給与を減額された期間
- (8) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第13条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）若しくは公益法人等派遣職員若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患によるものを除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項に規定する週休日並びに同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同条例第10条第1項に規定する代休日を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった期間
- (9) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から同条例第3条第1項に規定する週休日並びに同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並



びに同条例第10条第1項に規定する代休日を除いた日が30日を超える場合において、その勤務しなかった期間

(10) 前各号に掲げる期間のほか、任命権者が定める期間  
2 前項に規定する期間の計算は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は8時間をもって1日とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員の期間の計算については、あらかじめ人事委員会と協議する。  
(成績率)

第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6箇月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 100分の145（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあつては、100分の185）

(2) 再任用職員 100分の75（特定幹部職員等にあつては、100分の95）

第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分を受けた職員等の成績率は、人事委員会が別に定める割合を基本として任命権者が決定するものとする。

第7条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表 期間率（第3条関係）

勤 務 期 間	期 間 率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60

3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

和歌山県人事委員会規則第19号

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学長、校長」を「校長」に改める。

第2条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人  
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「その者が職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときはその者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、再任用職員」を「その者が再任用職員」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給	円	給	円	給	円	給	円
	1	5,000	円	6,300	円	12,800	円	17,100	円
	2	5,000		6,300		12,800		17,100	
	3	5,000		6,300		12,800		17,100	
	4	5,000		6,300		12,800		17,100	
	5	5,200		6,600		13,200		17,500	
	6	5,200		6,600		13,200		17,500	
	7	5,200		6,600		13,200		17,500	
	8	5,200		6,600		13,200		17,500	
	9	5,400		7,000		13,600		17,900	
	10	5,400		7,000		13,600		17,900	
	11	5,400		7,000		13,600		17,900	
	12	5,400		7,000		13,600		17,900	
	13	5,600		7,300		14,000		18,300	
	14	5,600		7,300		14,000		18,300	
	15	5,600		7,300		14,000		18,300	
	16	5,600		7,300		14,000		18,300	
	17	5,900		7,600		14,400		18,700	
	18	5,900		7,600		14,400		18,700	
	19	5,900		7,600		14,400		18,700	
	20	5,900		7,600		14,400		18,700	
	21	6,200		7,900		14,800		19,000	
	22	6,200		7,900		14,800		19,000	
	23	6,200		7,900		14,800		19,000	
	24	6,200		7,900		14,800		19,000	
	25	6,500		8,300		15,100		19,400	
	26	6,500		8,300		15,100		19,400	
	27	6,500		8,300		15,100		19,400	
	28	6,500		8,300		15,100		19,400	
	29	6,800		8,900		15,500		19,600	
	30	6,800		8,900		15,500		19,600	
	31	6,800		8,900		15,500		19,600	
	32	6,800		8,900		15,500		19,600	
	33	7,100		9,300		15,900		19,900	
	34	7,100		9,300		15,900		19,900	
	35	7,100		9,300		15,900		19,900	
	36	7,100		9,300		15,900		19,900	
	37	7,400		9,700		16,300		20,200	
	38	7,400		9,700		16,300		20,200	
	39	7,400		9,700		16,300		20,200	
	40	7,400		9,700		16,300		20,200	
	41	7,700		10,500		16,700			
	42	7,700		10,500		16,700			
	43	7,700		10,500		16,700			
	44	7,700		10,500		16,700			
	45	8,000		10,900		17,100			
	46	8,000		10,900		17,100			
	47	8,000		10,900		17,100			
	48	8,000		10,900		17,100			
	49	8,300		11,300		17,400			
	50	8,300		11,300		17,400			
	51	8,300		11,300		17,400			
	52	8,300		11,300		17,400			
	53	8,600		12,100		17,700			
	54	8,600		12,100		17,700			
	55	8,600		12,100		17,700			

再  
任  
用

職 員 以 外 の 職 員	56	8,600	12,100	17,700
	57	8,800	12,500	18,000
	58	8,800	12,500	18,000
	59	8,800	12,500	18,000
	60	8,800	12,500	18,000
	61	9,100	12,900	18,300
	62	9,100	12,900	18,300
	63	9,100	12,900	18,300
	64	9,100	12,900	18,300
	65	9,400	13,300	18,500
	66	9,400	13,300	18,500
	67	9,400	13,300	18,500
	68	9,400	13,300	18,500
	69	9,700	13,700	18,700
	70	9,700	13,700	18,700
	71	9,700	13,700	18,700
	72	9,700	13,700	18,700
	73	9,900	14,000	18,900
	74	9,900	14,000	18,900
	75	9,900	14,000	18,900
	76	9,900	14,000	18,900
	77	10,200	14,400	19,100
	78	10,200	14,400	
	79	10,200	14,400	
	80	10,200	14,400	
	81	10,400	14,700	
	82	10,400	14,700	
	83	10,400	14,700	
	84	10,400	14,700	
	85	10,600	15,000	
	86	10,600	15,000	
	87	10,600	15,000	
	88	10,600	15,000	
	89	10,800	15,400	
	90	10,800	15,400	
	91	10,800	15,400	
	92	10,800	15,400	
	93	11,000	15,700	
	94	11,000	15,700	
	95	11,000	15,700	
	96	11,000	15,700	
	97	11,200	16,000	
	98	11,200	16,000	
	99	11,200	16,000	
	100	11,200	16,000	
	101	11,400	16,300	
	102	11,400	16,300	
	103	11,400	16,300	
	104	11,400	16,300	
	105	11,500	16,500	
	106	11,500	16,500	
	107	11,500	16,500	
	108	11,500	16,500	
	109	11,600	16,800	
	110	11,600	16,800	
	111	11,600	16,800	
	112	11,600	16,800	
	113	11,700	17,000	
	114	11,700	17,000	
	115	11,700	17,000	
	116	11,700	17,000	
	117	11,900	17,200	
	118	11,900	17,200	
	119	11,900	17,200	
	120	11,900	17,200	

	121	12,000	17,400		
	122	12,000	17,400		
	123	12,000	17,400		
	124	12,000	17,400		
	125	12,100	17,600		
	126	12,100	17,600		
	127	12,100	17,600		
	128	12,100	17,600		
	129	12,300	17,600		
	130	12,300	17,600		
	131	12,300	17,600		
	132	12,300	17,600		
	133	12,400	17,600		
	134	12,400	17,600		
	135	12,400	17,600		
	136	12,400	17,600		
	137	12,500	17,600		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任 用員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第 2 (第 2 条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
再 任 用	1	5,000 円	5,400 円	10,700 円	17,100 円
	2	5,000	5,400	10,700	17,100
	3	5,000	5,400	10,700	17,100
	4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5	5,200	5,700	11,100	17,500
	6	5,200	5,700	11,100	17,500
	7	5,200	5,700	11,100	17,500
	8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9	5,400	6,000	11,500	17,900
	10	5,400	6,000	11,500	17,900
	11	5,400	6,000	11,500	17,900
	12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13	5,600	6,300	12,400	18,300
	14	5,600	6,300	12,400	18,300
	15	5,600	6,300	12,400	18,300
	16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17	5,900	6,600	12,800	18,700
	18	5,900	6,600	12,800	18,700
	19	5,900	6,600	12,800	18,700
	20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21	6,200	7,000	13,200	19,000
	22	6,200	7,000	13,200	19,000
	23	6,200	7,000	13,200	19,000
	24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25	6,500	7,300	13,600	19,400
	26	6,500	7,300	13,600	19,400
	27	6,500	7,300	13,600	19,400
	28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29	6,800	7,600	14,000	19,600
	30	6,800	7,600	14,000	19,600
	31	6,800	7,600	14,000	19,600
	32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33	7,100	7,900	14,400	19,900
	34	7,100	7,900	14,400	19,900
	35	7,100	7,900	14,400	19,900
	36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200
	38	7,400	8,300	14,800	20,200
	39	7,400	8,300	14,800	20,200
	40	7,400	8,300	14,800	20,200
	41	7,700	8,900	15,100	
	42	7,700	8,900	15,100	
	43	7,700	8,900	15,100	
	44	7,700	8,900	15,100	
	45	8,000	9,300	15,500	
	46	8,000	9,300	15,500	
	47	8,000	9,300	15,500	
	48	8,000	9,300	15,500	
	49	8,300	9,700	15,900	
	50	8,300	9,700	15,900	
	51	8,300	9,700	15,900	
	52	8,300	9,700	15,900	
	53	8,600	10,500	16,300	

職  
員  
以  
外  
の  
職  
員

54	8,600	10,500	16,300
55	8,600	10,500	16,300
56	8,600	10,500	16,300
57	8,800	10,900	16,700
58	8,800	10,900	16,700
59	8,800	10,900	16,700
60	8,800	10,900	16,700
61	9,100	11,300	17,100
62	9,100	11,300	17,100
63	9,100	11,300	17,100
64	9,100	11,300	17,100
65	9,400	12,100	17,400
66	9,400	12,100	17,400
67	9,400	12,100	17,400
68	9,400	12,100	17,400
69	9,700	12,500	17,700
70	9,700	12,500	17,700
71	9,700	12,500	17,700
72	9,700	12,500	17,700
73	9,900	12,900	18,000
74	9,900	12,900	18,000
75	9,900	12,900	18,000
76	9,900	12,900	18,000
77	10,200	13,300	18,300
78	10,200	13,300	18,300
79	10,200	13,300	18,300
80	10,200	13,300	18,300
81	10,400	13,700	18,500
82	10,400	13,700	18,500
83	10,400	13,700	18,500
84	10,400	13,700	18,500
85	10,600	14,000	18,700
86	10,600	14,000	18,700
87	10,600	14,000	18,700
88	10,600	14,000	18,700
89	10,800	14,400	18,900
90	10,800	14,400	18,900
91	10,800	14,400	18,900
92	10,800	14,400	18,900
93	11,000	14,700	19,100
94	11,000	14,700	
95	11,000	14,700	
96	11,000	14,700	
97	11,200	15,000	
98	11,200	15,000	
99	11,200	15,000	
100	11,200	15,000	
101	11,400	15,400	
102	11,400	15,400	
103	11,400	15,400	
104	11,400	15,400	
105	11,500	15,700	
106	11,500	15,700	
107	11,500	15,700	
108	11,500	15,700	
109	11,600	16,000	
110	11,600	16,000	
111	11,600	16,000	
112	11,600	16,000	
113	11,700	16,300	
114	11,700	16,300	
115	11,700	16,300	
116	11,700	16,300	
117	11,900	16,500	
118	11,900	16,500	

	119	11,900	16,500		
	120	11,900	16,500		
	121	12,000	16,800		
	122	12,000	16,800		
	123	12,000	16,800		
	124	12,000	16,800		
	125	12,100	17,000		
	126		17,000		
	127		17,000		
	128		17,000		
	129		17,200		
	130		17,200		
	131		17,200		
	132		17,200		
	133		17,400		
	134		17,400		
	135		17,400		
	136		17,400		
	137		17,600		
	138		17,600		
	139		17,600		
	140		17,600		
	141		17,600		
	142		17,600		
	143		17,600		
	144		17,600		
	145		17,600		
	146		17,600		
	147		17,600		
	148		17,600		
	149		17,600		
再任職 用員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「給料月額決定等」を「号給の決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（職務復帰後における給与の取扱い）

第7条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第6条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）第33条、教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）第28条、警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）第26条及び市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）第28条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第5条中「（25年以上勤続して退職した者のうちその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削る。

附則第6条中「第3条から第5条の2まで及び第7条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成8年和歌山県人事委員会告示第2号（学長の給料月額）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人